

経済産業審議会保安・消費生活用製品安全分科会 ガス安全小委員会（第31回）

議事録

日時：令和7年3月10日（月曜日）10時00分～12時00分

場所：オンライン

議題

- 1 「ガス安全高度化計画2030」の取組状況について【報告】
- 2 2024年度立入検査の実施状況及び2025年度立入検査の重点について【報告】
- 3 ガス技術審査ワーキンググループの設置について【審議】
- 4 選手村地区エネルギー事業（晴海水素供給）の概要について【報告】
- 5 その他

議事内容

○山下ガス安全室長 ガス安全室長の山下でございます。

定刻となりましたので、ただいまから第31回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会を開催したいと思います。

今回も委員の皆様にはオンラインで御参加いただいておりますが、澁谷委員長及び一部の委員の方々におかれましては会議室にお越しいただいております。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して湯本大臣官房技術総括・保安審議官から挨拶をさせていただきます。

○湯本大臣官房技術総括・保安審議官 皆さん、おはようございます。技術総括・保安審議官をしております湯本と申します。

委員の皆様には、日頃より都市ガスの保安行政に関しまして、御協力、御支援を賜りまして、改めて御礼申し上げます。また、本日はお忙しい中、当委員会に御出席いただき、ありがとうございます。

さて、本年は、阪神・淡路大震災からちょうど30年を迎え、さらに、明日で東日本大震災から14年目を迎えます。昨年も、1月の能登半島地震をはじめとしまして、8月には日向灘沖を震源とする最大震度6弱の地震によりまして、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、自然災害が頻発化してきていることを強く感じる1年となりました。経済産業省としましても、過去の経験にも学びつつ、ガス事業の関係者の皆様、あるいは地方自治体の皆様とも連携しながら、事前の備えと発災時の迅速な対応に努めてまいります。

また、本年1月28日に埼玉県八潮市の県道で発生いたしました道路陥没事故に際しましては、ガス事業に関しても二次災害の発生防止等の適切な措置が速やかに講じられたと承知をしております。これらの対応に携わられた関係者の御尽力に感謝申し上げます。

本日の委員会では、ガス安全高度化計画 2030 の取組状況及び立入検査の実施状況について御報告するとともに、今後の水素社会の実現を見据え、大臣特認などの技術審査に特化したワーキンググループを新たに設置することなどについて御審議をいただくこととしております。

委員の皆様には、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○山下ガス安全室長 それでは、まず事務局より会議定足数の報告、議事の扱い等について説明いたします。

本日の会議は過半数以上の委員に御出席いただいております、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

ここで、本会議から新しく就任された2名の委員の方々を御紹介させていただきます。筑波大学システム情報系教授・庄司学委員。庄司先生、一言お願いします。

○庄司委員 筑波大学の庄司です。このたびはどうぞよろしくお願い致します。

私、管路系の耐震とか振動について一番専門にしております、まさに安全性に関わる非常に重要な事項について皆様方といろいろ勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○山下ガス安全室長 ありがとうございます。

もう1名、藤田・戸田法律事務所弁護士、藤田香織委員。藤田先生、一言御挨拶をお願いします。

○藤田委員 よろしくお願いします。弁護士の藤田と申します。

今年から参加させていただくことになりました。私、普段は行政事件の訴訟などを担当しておりますので、法律家の目線から何かできることがあればさせていただければと思います。よろしくお願い致します。

○山下ガス安全室長 ありがとうございます。

また、これまで本委員会の委員であった堀委員と吉川委員が産業構造審議会委員の任期満了に当たりまして御退任となりました。両委員には、長きにわたりガス保安に対する貴重な御意見をいただきましたことを、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

なお、会議終了後ですが、議事録は、委員の皆様にご確認いただいた後にウェブサイトに公開することを予定しております。

それでは、ここからの議事進行につきましては澁谷委員長にお願いいたします。

○澁谷委員長 横浜国立大学の澁谷でございます。

今回は、ガス安全高度化計画 2030 の進捗状況についてということになりますが、おおむね 2024 年、2025 年で折り返し点を迎えることとなります。当初設定した目標に対して、日頃からガス事業者様におかれましては事故削減の取組をされているかと思います。

が、ここで改めて、一旦、振り返りも含めて検証しながら、残りの5年間、6年間でどのような形で対応していくのかということについて、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

1. 「ガス安全高度化計画 2030」の取組状況について【報告】

○澁谷委員長 それでは、本日の議題は4件でございます。

早速でございますが、議題の1番目として、ガス安全高度化計画 2030 の取組状況についてということで、事務局から資料1—1に基づき説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長 それでは、事務局からガス安全高度化計画 2030 の取組状況について御報告します。

次をお願いします。この計画でございますけれども、2021年4月に公表されております。2021年から2030年までの総合的なガスの保安対策となっております。

右側に欄がございますけれども、こちらは安全高度化指標と呼ばれます、いわゆる数値目標を掲げております。この達成に向けまして、国、事業者、関係団体が実行計画に取り組んでいくというものでございます。

次をお願いします。この高度化計画でございますけれども、本日開催のガス安全小委員会のほうで毎年度、高度化指標達成状況等につきまして評価をいただいております。10年間の計画でございますけれども、5年の経過時期、すなわち2026年になりますけれども、中間評価を実施して計画の見直しを検討すると定められております。このため、来年度におきまして、今後、中間の評価の作業を行っていくということになるわけでございます。

次をお願いします。こちらはガス事業法における重大事故についてでございます。重大事故、過去5年間で12件発生しております。この重大事故でございますけれども、当方の定義でB級以上となっておりますが、そのB級以上の事故を重大事故としております。A級とかB級の定義でございますが、ちょっと字が小さいですが、下を書いてあるとおりでございます。例えば、B級につきましては、死者1名以上4名以下の事故、あるいは重症者2名以上9名以下の事故、そのように定義をしておるわけでございます。

この重大事故でございますけれども、2024年には3件発生しておるということでございます。なお、こちらは現時点での調査結果に基づくものでございまして、調査の進展を受けまして件数に変化が生じる可能性がございます。

次をお願いします。この重大事故3件について御説明をいたします。まず、宅地用敷地内におきまして内管工事中に作業員1名の方が酸素欠乏によってお亡くなりになったという事故でございます。下に写真とイラストがございまして、この方、掘削した穴に上半身を入れて作業を行っていたということでございますが、ガスの遮断を行わないままガス管の切

断を行ったことからガスが漏出して、酸欠状態となり死亡に至ったと推定されております。

また、工事場所には現場の作業責任者と2名で来ていたのですが、事故発生時点では、この責任者は打合せで現場を離れていたということでございます。このガス検知器もあったのですが、責任者の方が携帯しており、作業場所にはございませんでした、というものでございます。

次お願いします。この事故を受けまして、我々もガス事業者の方に対しまして注意喚起をしております。まず作業の再点検、工事の作業要領ですとか基準の内容、安全管理体制の適切性の再確認をするということ、また、従業者に対する安全教育の徹底などの注意喚起を3月7日付で実施しておるということでございます。

次お願いします。次に、公共施設の改修工事における爆発死亡事故でございます。事故原因につきましては現在も捜査継続中とのことですが、今分かっていることは、床下のピット内の配管撤去作業におきまして、ガスが通っているガス管、灯内内管でございますけれども、誤って切断されていたということでございます。

次お願いします。本件、ガス会社の工事ではない他の工事において発生したものと考えられるわけでございます。このため、ガス事業者に対しまして、他工事管理を一層徹底して実効性のある対応となっているかどうかを再点検するように、また、他工事の対応要領ですとか手順の内容、適切性の再確認、担当者の適切な対応の徹底など注意喚起をさせていただいております。

次お願いします。こちらは一般住宅における爆発火災事故でございまして、1名の方がお亡くなりになっております。消防の聞き取りによりますと、ガスファンヒーターのガスコードが外れていたのが臭いがしたと。再接続をして窓を開けて換気をしたのですが、その後、ファンヒーターを着火したところ爆発したというものでございます。

調査の結果、ファンヒーターからのガス漏れはなかったということは確認されておりますが、ガス栓にガスコードが接続されていなくても開閉できる状態になっていたということでございます。このため、ガスコードが外れた状態でガスが漏えい・滞留し、着火爆発したものと推定されるわけでございます。

なお、こちらの家庭に供給されているガスは、ガス種はLPGでございます。本件の事故でございますけれども、一般消費の方が亡くなった事故でございます。当省のホームページにおきましてプレスリリースを出しまして、消費者の方々にガス機器の使用方法等について注意喚起を実施しております。

次お願いします。こちらは2023年の事故発生状況と指標に対する達成状況でございます。2024年につきましては、死亡事故3件発生しておりまして、目標を達成できていないということでございます。人身事故は21件発生しておりまして、こちら目標の20件未満は達成できていないということでございますので、いずれも指標が達成できるように今後取り組んでまいりたいと思っております。右に、参考として2021年から2024年まで過去4年間の平均を表しております。死亡事故は平均で1件となりますけれども、人身事

故につきましては平均 **18.25** 件となりまして、4 年間の平均では目標を達成できている状況であるということでございます。

次お願いします。実行計画の主な取組状況について御説明をいたします。

次お願いします。こちらは安全高度化目標の実行計画でございまして、これに基づきまして各主体が取り組んでいくというものでございます。

次お願いします。こちらもそうでございます。

次お願いします。こちらは消費段階のアクションプランの実施状況でございます。まず、家庭用の需要家に対する安全向上のための周知・啓発となります。国におきましては、こちらに掲載しておりますパンフレットを用いまして都市ガスの安全な使い方、機器の点検・取替えなどの広報、注意喚起を行っております。また、事業者におきましても、同様に各種の業務機会を通じまして、これらのパンフレット等を用いて安全型機器への取替え促進などを図っております。

次お願いします。周知・活動や注意喚起でございますけれども、内閣府の政府広報オンラインですとか、また、我々経産省のウェブサイトを通じて実施しております。また、厚生労働省など協力の下に食品衛生責任者向けの周知活動も行っております。例えば、一酸化炭素中毒防止のための厨房における換気の実施でありますとか、ガス警報器の設置などを呼びかけている等がございます。

次お願いします。先ほどの一酸化炭素中毒でございますけれども、業務用の厨房設備における一酸化炭素中毒防止に関しましては、消防庁ですとか文科省、厚労省、農林水産省等の関係省庁出席による連絡会議を昨年 9 月 30 日に開催しております。この会議の場で一酸化炭素中毒の事故の動向でありますとか、普及啓発活動について周知を行うとともに、関係団体への注意喚起を要請しております。

次お願いします。こちらは消費段階のアクションプランに基づく取組でございます。ガス小売全面自由化によりまして様々な事業者がガス小売事業に参入しております。このため、経産省のウェブサイトにおきまして、ガス小売事業者の保安管理体制でありますとか保安業務、需要家への安全教育・啓発など、自主保安の取組状況を掲載しております。これによりまして、各社の自主保安の見える化を図るとともに、消費者がガス小売事業者を選択する際の一助とするものでございます。

次お願いします。こちらは経産省のウェブサイトに掲載しておりますガス小売事業者となります。ガス会社のほか電力会社なども入っております。

次お願いします。次に他工事対策でございます。ガス工事以外の工事、例えば、建設工事ですとか水道工事、解体工事等の他工事に起因する事故対策でございます。これにつきましては、国土交通省、厚生労働省を通じまして関係業界に向けて、他工事事故防止のために工事前にガス事業者にも照会するなどの要請を 2 月 28 日付で実施しております。

次お願いします。また、建設工事事業者等に対しましてはチェックシート形式のチラシを配布しております。その配布の実績はこちらに書いております。こういったチェックシートを用いて他工事事故の削減に取り組んでいるということでございます。

次お願いします。こちら、経年管対策でございます。公的施設でありますとか民間施設における残存状況でございますけれども、御覧いただいているとおりでございます。引き続き経年管対策、管の取替えにつきまして関係者に対して働きかけを行ってまいりたいということでございます。

次お願いします。こちらは耐震性の問題でございます。耐震性の高いPE管、すなわちポリエチレン管でございますけれども、そういった耐震性の高い導管への取替えを促進しておるということでございます。現在、このガス管の耐震化比率でございますけれども、92.7%となっております。2030年度は目標が95%でございますので、そこに向けて引き続き取り組んでまいるということでございます。

次お願いします。こちら、大規模地震の際におけるガスの供給停止状況などを把握するためのシステムがございまして、ガス防災支援システム、G—R e a c tシステムと申しておりますけれども、そのシステムの御紹介でございます。このシステムでありますけれども、昨年1月の能登半島地震におきましてもこのG—R e a c tシステムを活用して被害状況の確認などもさせていただきました。このシステムにつきましては今までは国の持ち物で管理していたのですが、令和6年度より日本ガス協会さんのほうに移管されておまして、ガス協会さんのほうで継続して運用がされておるということでございます。

次お願いします。こちらは昨年度から始まっております補助事業でございます。災害時の迅速な復旧に資する導管バルブの開閉器の共通化でありますとか、災害時におきましても遠隔でガスの供給停止などが可能なシステム、いわゆる遠隔監視システムの導入を支援しておるということでございます。

次お願いします。こちらは保安人材の育成についてでございます。ガス主任技術者試験につきましては日本ガス機器検査協会さんのほうに実施していただいております。また、ガス消費機器設置工事監督者という資格がございますが、こちらの講習を同じ日本ガス機器検査協会さんのほうに実施していただいておりますということでございます。

次お願いします。こちらは需要家に対する安全教育などの取組でございまして、例として書いておりますのは、2024年8月、経済産業省のこどもデーというイベントがございまして、こちらのほうに日本ガス協会さんなどから参加をいただいております、子供向けにガスの安全利用に関する教育などを実施していただいているということでございます。

次お願いします。こちらはスマート保安の活用例でございます。まず、スマート保安につきましては、2021年のスマート保安官民協議会のガス安全部会におきましてスマート保安のアクションプランを策定しております。また、2023年12月にIoTとかAI、そういったテクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者を、認定高度保安実施事業者として認定する制度を創設しておるということでございます。

また、下のほうに欄がございますが、こちらはインフラメンテナンス大賞と申しまして、昨年初めて総理大臣賞というのが創設されたのですが、これは各省が参加しているものでございますが、その第1号案件が大阪ガスネットワークさんの取組であったと

いうことでございます。これは昨年の委員会でも説明させていただきました。今年度は東邦ガスネットワークさんが経済産業大臣賞を受賞されておるということでございます。

私の説明は以上となります。

○澁谷委員長 ありがとうございました。

それでは、次に各関係団体から本計画の取組状況について御説明をお願いいたします。まず、一般社団法人日本ガス協会から資料1―2に基づき御説明をお願いいたします。

○猪股（日本ガス協会） 日本ガス協会技術部の猪股でございます。

私からは、ガス安全高度化計画に関する都市ガス事業者の取組状況について御説明させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。まず、こちらのスライドの概要としてアクションプランの全体像を示しております。都市ガス事業者の実施項目としては、表に記載のとおり59の項目がございます。ここから先、製造、供給、消費と、段階ごとの取組状況について御説明いたします。

3ページ目をお願いいたします。初めに製造段階のアクションプランとなります。ガス業界の設備の経年劣化に確実に対応するために、下の表に示すような建設・維持管理に関する指針、マニュアルを整備しまして、技術進捗などの最新の知見を取り入れるために定期的に改定を行っております。今年度はブルーに塗った指針2冊の改定を行いました。

4ページ目をお願いいたします。ここからは供給段階のアクションプランを御説明いたします。まず、他工事事故対策としては、先ほどガス安全室さんの御説明にもありました死亡事故の発生を受けまして、事故防止に向けて徹底すべき事項、下の表に①から⑤を記載しておりますけれども、これらが事業者の要領、マニュアルに記載されていることを確認するよう速やかに周知を行いました。

5ページ目をお願いいたします。今御説明しました要領の確認・点検に加えまして、業界を挙げて取組強化を進めています。今年度については、事業者の他工事損傷防止の取組を水平展開すべく事例集を取りまとめています。具体的には、下の写真にあるように、配管の露出部ですとか、末端部分に目立つ表示シールを貼り付けるような視覚に訴える取組などを業界内で展開して、業務機会を通じた表示を促進しているところです。

6ページ目をお願いいたします。続きまして、供給段階の自社工事事故対策となります。こちらについても、昨年の死亡事故の発生を受けまして、他工事事故と同様、事業者の要領の確認等、事故事例に関する教育を実施するよう速やかに周知を行いました。

7ページ目をお願いいたします。自社工事事故の中でも小さな掘削構内での酸欠による死亡事故、残念ながら5年前にも同様の事故が発生しております。この事故を二度と繰り返さないよう業界としても取組強化・深化を進めています。同様の現場を想定しまして、下の表にあるようなイメージですけれども、小口径のガス管の遮断工法のメニューを改めて整理しまして、現場に応じて最適な方法が選択されるよう周知徹底を行っております。また、来年度については、これらの取組強化の内容が風化することがないように現場チェッ

クシートなどを作りまして、それが継続的に使われるような仕組みの整備、仕組み化もしっかりと進めてまいります。

8 ページ目をお願いいたします。次の項目、供給段階の経年対策については、国が策定したガイドラインに基づいて対策を進めております。まず、上段の本支管、ねずみ鋳鉄管の折損対策については、来年度に対策完了となる見通しです。次に、下段の経年埋設内管については、保安上重要な建物について優先順位をつけて対策を進めております。目標管理の対象となっております準公的施設は、下のグラフに示しているとおり残存 241 本となりまして、2030 年度の完了を目指し、おおむね順調に推移しております。

9 ページ目をお願いいたします。ここからは消費段階のアクションプランを説明してまいります。まず上段の都市ガス警報器の普及率は、先ほどの御説明にもありましたが、昨年度末時点で 34%、こちらについてはさらに普及率を高めるべく警報器工業会様と連携しながら、取組強化を進めてまいります。また、下段の需要家に対する周知・啓発としましては、ガス安全室様にも協力いただきながら、「ガスと暮らしの安心運動」、毎年全国台で展開しております。今年度は 206 の事業者が参加いたしました。

10 ページ目をお願いいたします。ここからは全ての段階にまたがる災害対策のアクションプランを御説明いたします。まず、地震対策のうち上段のガス導管の耐震化。これも先ほど御説明にありましたが、昨年度末で 92.7%、2030 年度の 95% という目標に向け確実に進捗しております。下段の復旧対策も先ほど御説明ありましたが、G—R e a c t、防災システムを昨年 4 月に経産省様からガス協会に移管しました。移管した後も昨年 8 月の日向灘の地震などで確実に稼働しまして、安全室様、ガス業界内で被害情報の共有をしっかりと行っております。

11 ページ目をお願いいたします。台風・豪雨対策としましては、ガス安全室様にタイムリーな情報伝達を目的に情報共有のルールが整備されてございます。これに基づいた情報連絡訓練を毎年 1 回、事業者を含め行っているところです。また、昨今頻発する台風・豪雨への対応を強化するために、事業者の対応がハード・ソフトの両面から進むよう、今年度新たに台風・豪雨対策ガイドラインというものを策定しました。対策強化は今力を入れて取り組んでいるところであります。

12 ページ目をお願いいたします。最後ですけれども、共通項目のアクションプランとしてスマート保安の取組状況となります。こちらインフラメンテナンス大賞は、先ほど室長からの御説明のとおりなので割愛いたします。

13 ページ目をお願いいたします。こちらは最後のスライドになりますけれども、スマート保安取組の 1 つでありますスマートメーターの導入状況をまとめております。都市ガス大手 3 社では、今年度までに全面導入を開始しまして、また、3 社以外の事業者においての先行導入・トライアルが鋭意始まっている段階です。昨年度末時点で都市ガス需要家 3,100 万戸のうち 130 万戸、4.2% にスマートメーターが現在設置されている状況となります。

私からの報告は以上となります。

○澁谷委員長 ありがとうございました。

次に、一般社団法人日本コミュニティーガス協会から資料1―3に基づき御説明をお願いします。

○諸星（日本コミュニティーガス協会） それでは、日本コミュニティーガス協会・諸星より、ガス安全高度化計画 2030 の取組状況について御報告させていただきます。

次をお願いします。安全高度化目標の達成に向けた実行計画、アクションプランでございますけれども、こちらの表のとおり、製造、供給、消費、また、災害対策とそれぞれの部門で策定し実施しております。

次をお願いします。2020 年からのガス事故件数の推移はこちらのグラフのとおりとなります。2021 年以降ガス事故発生件数は減少に転じております。2024 年の事故発生件数は、製造段階における事故はゼロでした。また、供給段階における事故が5件、消費段階で6件発生し、全体で11件の発生となっております。

次をお願いします。部門別の割合ですが、供給部門での割合が、グラフにもありますように多くを占め、全体の60%近くとなっております。また、その内訳としまして、他工事事故の割合が約半数を占めております。製造部門での割合は17%、消費部門が26%となっております。

次をお願いします。ガス安全高度化計画指標との比較になりますけれども、2024 年全体では死亡事故は発生しておりません。人身事故が3件発生しており、過去4年間の人身事故発生件数の平均は3件弱となっております。

次をお願いします。製造部門におけるガス事故とその対応ですけれども、ヒューマンエラーによるガス切れやガス工作物の誤操作及び感震遮断装置の誤作動などがありましたけれども、2024 年は発生しておりません。

次をお願いします。2024 年度に改定しました「コミュニティーガス事業 保安教育の手引き」を基に、アクションプランであります作業ミスの低減に重点を置いた教育訓練を確実に実施し、併せてガス工作物の巡視・点検・検査による適切な維持管理を保安講習会や保安運動等を通じて要請し、保安の確保に取り組んでおります。この保安教育の手引ですけれども、保安教育すべき項目をそれぞれパワーポイントで作成し、教育資料の1例としてCDに収めたものになります。

次をお願いします。供給部門におけるガス事故と対応ですけれども、ガス事故全体の60%近くを占めるものの、事故発生件数自体は減少傾向となっております。しかしながら、他工事に起因する事故やガス事業者自らが行う自社工事による事故は毎年のように発生している状況です。

次をお願いします。他工事事故対策としまして、事故件数は減少しておりますが、保安講習会において事故事例や再発防止策を紹介して事故防止を図るとともに、協会として展開します保安点検検査推進運動を通じて、他工事事業者へのガス事故防止について周知・啓

発を実施しております。他工事事業者に対しての啓発活動実績ですけれども、協会全体で約1万3,000社に対して実施しております。

次お願いします。ガス工作物の経年化対応ですが、腐食に強く、また地震等の災害にも強いポリエチレン管への交換をガス事業者の皆様をお願いしており、現在の耐震化率は約90%となっております。一方で需要家敷地内に敷設される灯外内管にも白ガス管等が使用されており、本支管同様にPE管等への交換を要請し、2019年度時点において約2,300本ありましたが、着実に減少しており、2023年度では1,264本となっております。灯外内管につきましては需要家の資産でもあり、需要家の協力なくしては交換が実施できないことから、費用面等需要家個々に応じた改善折衝が必要であり、経済産業省作成の周知文書等も活用した上で交換促進を図るよう講習会等の機会を通じてお願いしているところでございます。

次お願いします。自社工事事故対策ですけれども、導管からのガスの噴出に伴う酸欠事故や着火・爆発によるやけど等人身事故を防止するため、協会図書であります「コミュニティガス事業の事故事例集」を活用し、ガス事故の発生状況、ガス事故防止対策等の事例を講習会等の機会で紹介するとともに、各社で実施する保安教育で取り扱うよう要請しております。この事故事例集ですけれども、2010年から2020年までの10年間に発生しましたガス事故340件を、製造・供給・消費とそれぞれの部門に分類・集計し、分析した結果を基にガス事故防止対策をまとめたものになります。

次お願いします。消費部門におけるガス事故と対応ですけれども、消費部門でのガス事故の推移はこちらのグラフのようになっております。そのほとんどがガス機器からの漏えいガスに引火する着火爆発を伴う事故であります。人身事故に関しては、着火等によるやけどや不完全燃焼によるCO中毒事故があり、この5年間で4件の発生となっております。そのうちの1件は、2022年に業務用厨房施設において発生し、4名の方がCO中毒となったものでございます。

次お願いします。要取替え促進対象のガス機器への対応でございますけれども、ガス安全高度化計画のアクションプラン、安全型機器・設備のさらなる普及拡大、家庭用非安全型機器の取替え促進に基づき保安運動を展開し、対象となるガス機器の残存数を把握し、ガス事業者において実施する展示会等を含めた各種業務機会を通じて、需要家に対してガス機器の正しい使い方の周知や安全型機器への取替えについて交換促進等を継続実施しております。

次お願いします。ガス警報器の設置促進になりますけれども、ガス警報器設置促進運動を毎年展開し、ポスター掲示や需要家への周知・啓発を実施しております。設置率でございますけれども、2023年度時点で約51%となっている状況です。引き続き、ガス漏えいによる事故防止のため、さらなる普及促進を図ってまいります。

次お願いします。災害対策になりますけれども、埋設されたガス導管のうち腐食しやすい白ガス管等については、ポリエチレン管等への交換をガス事業者に要請しております。ガス事業者は保安規程に規定する優先順位を考慮した計画的な入替えを実施し、その結果、

2024 年度時点において本支管では P E 管の耐震性のある導管が敷設された割合の耐震化率が約 90%となっております。

次をお願いします。同じく災害対策ですけれども、防災組織によって緊急出動や通報等に係る防災訓練を実施し、毎年多くのガス事業者の皆様に参加いただき、非常時における対応能力の維持向上に努めております。協会主催の防災訓練の実績は、2023 年が 15 回、約 1,400 人の方に参加していただきました。協会では、2022 年に、これまでありました地震防災対策マニュアルを改定し、近年、地震のほか、多発化・激甚化している大雨や大型化する台風などによる風水害対策を追加し、新たな災害対策マニュアルとして発刊しております。災害対策の 1 つとして、コミュニティーガス団地の自然環境をはじめとする様々な状況に応じた不断の備えを充実させ、さらなる災害対策に向けた対応力の維持向上となるよう、講習会等でその内容について周知・啓発を図っているところでございます。

引き続きアクションプランの取組を継続しまして、安全高度化指標達成に向けて取り組んでまいります。

日本コミュニティーガス協会からの報告は以上となります。ありがとうございました。

○澁谷委員長 ありがとうございました。

それでは、次に、一般社団法人日本ガス石油機器工業会から資料 1—4 に基づき御説明をお願いいたします。

○尾身（日本ガス石油機器工業会） 日本ガス石油機器工業会の尾身が御説明をさせていただきます。

日本ガス石油機器工業会のガス安全高度化計画 2030 の取組状況について御説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。その次のページもお願いいたします。概要といたしましては、この 2030 のうち消費段階のアクションプランに対する主な取組を報告させていただきます。対策といたしましては、機器設備対策の安全型機器・設備のさらなる普及拡大。それから、周知・啓発、家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発。それから、関係事業者への安全意識向上のための周知・啓発でございます。詳細は次のページから御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。消費段階のアクションプラン、機器・設備対策ということで、安全型機器・設備のさらなる普及拡大、安全型機器 S i センサーコンロの普及拡大ということでございます。2008 年にガス事業法、液石保安法の政令指定をしていただきまして、原則 S i センサーコンロの出荷が始まりました。昨年 12 月末時点で累計 5,300 万台を突破したという状況になっております。下記のグラフで分かりますように、S i センサーコンロの普及に伴い火災件数が減少していき、現状では約半数ということになっております。今後もガス事業者様の御協力の下、さらなる普及啓発を図っていきたく存じます。

次のページをお願いいたします。消費者向けの啓発をさせていただいています。これは、安全高度化を図った機器がどんどん出荷されておりますけれども、事故原因の約6割が誤使用等に起因するものでございます。そういった意味で、総務省消防庁様から全国の消防への紹介ということで、消費者対象の安全啓発の活動を、婦人防火クラブをはじめとする防火安全講習会、それから、全国女性団体連絡協議会主催の製品安全セミナー等に、全国43会場に対して講師を派遣させていただきました。その中で誤使用防止の内容や安全型ガス機器への取替えを御説明させていただいている状況でございます。

次のページをお願いいたします。同様に、春と秋の全国火災予防運動に合わせまして、全国805の消防署に対しまして、ガス燃焼機器には寿命がありますということで経年劣化に対する取替え促進、それから、「ストップガスコンロ火災」というようなチラシを合計14万2,000部配布させていただいております。③といたしまして、事故を未然に防止するための経年劣化が始まる前に点検を実施するよう、「あんしん点検 なるほど読本」というものを取りまとめましてホームページに掲載させていただいております。

次のページをお願いいたします。④といたしまして、2019年から2023年までの5年間でガス栓とガス機器をつなぐガスコードやソケットで起きた事故を分析させていただきまして、これも6割が使用者の不注意が原因でございました。この事故を防ぐために、安全啓発チラシをガス事業者様、関連団体の連名で作成させていただきまして、ホームページに掲載させていただいております。今後は消費者セミナー等で消費者の方々にも配布させていただきまして、注意喚起を行う予定でございます。

次のページをお願いいたします。⑤といたしまして、小型湯沸器やガス暖房機器の使用時については換気をするということで、ここは非常に大事なところでございます。安全なガス機器への取替えのお勧めというところをホームページで掲載をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。アクションプランには特に掲載をさせていただいておりますが、最近、突然、電話や訪問での給湯器の点検を持ちかけ、不安をあおって給湯器の交換を迫ったり、故障していると偽り、他の部品を見せて交換したかのように見せて修理代金を要求するというような悪質な事例が多く報告されております。弊工業会におきましてもたくさんの問合せの電話等いただいております。また、警視庁のホームページ等でもそういった内容の周知が日々されております。そういった意味で、昨年年末に、こういった悪質な点検修理業者に御注意くださいという内容でホームページに掲載させていただいております。

次のページをお願いいたします。続きまして、関係事業者への安全意識向上のための周知・啓発ということで、屋外式給湯器の囲い込み禁止に関する注意喚起チラシを作成しまして、昨年度でございますが、経産省の製品安全課様の御協力をいただきまして住宅リフォーム関係の団体を訪問させていただいて、周知依頼をさせていただきました。引き続きホームページで啓発をさせていただきます。

2つ目といたしまして、小型湯沸器等のガス接続に関して、非常に誤接続があつて火災が発生しているという事故があります。こういったものに関しましては消費者個人で行わないよう注意啓発チラシを作りまして、関係団体へ周知をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。3番目といたしまして、経済産業省製品安全課様のネットパトロール事業への協力ということで、弊工業会も自主的にネットモール関係のホームページを確認させていただきまして、ネットモールで売り買いされているPSCのないもの、それから、リコール品をリストアップさせていただきまして、製品安全課様へ御報告をさせていただいております。さらに、モール事業者に対しまして、特にリコール品に関しましては即時削除をお願いしたり、PSマークのないものについても削除するよう意見交換をさせていただいております。現状、これらモール事業者も自主的にお客様から依頼があった場合には排除できるようなルール確立をお願いするような形で意見交換をさせていただいております。

以上でございます。

○澁谷委員長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、ガス警報器工業会から資料1—5に基づき御説明をお願いいたします。

○榎藤（ガス警報器工業会） ガス警報器工業会の専務理事をしております榎藤と申します。よろしくお願いいたします。

2ページを御覧ください。文字が小さくて恐縮でございます。ガス警報器の普及について、当工業会の今年度の取組状況について御説明をいたします。

まず1.、都市ガス警報器の普及率と事故件数でございます。グラフを御覧ください。棒グラフが都市ガス消費段階の事故件数、折れ線グラフが都市ガス警報器の普及率です。都市ガス警報器の普及率は2017年度のガスシステム改革による小売全面自由化を境に右肩下がりで低下をしています。16年度、42.6%から、22年度、34.0%まで6年間でマイナス8.6%、年平均しますとマイナス1.4%と大幅に低下をしています。23年度は前年同の34%と下げ止まりましたけれども、低調でございます。一方、事故につきましては、22年、京都府木津川市での死亡事故2名、負傷1名の爆発事故が発生をいたしました。23年の死亡事故はゼロ件でございました。しかし、直近では、調査中ということでございますけれども、24年12月と年明けて25年の1月に、広島県下で重大事故でございます各1名の死亡事故が発生したという状況でございます。

2. に参ります。改めて事故と普及率との関係でございます。下線部分でございますけれども、都市ガス使用の家庭における事故はまだ100件以上起こっており、最近、死亡事故も発生しています。ほとんどの事故発生場所においてガス警報器の設置がなされていなかったとお聞きしております。ガス警報器の設置があれば多くの事故は未然に防げると考えます。しかし、普及率は2016年をピークに漸減しています。当工業会では普及率100%を目指し活動をしています。

当工業会では、理念「ガス警報器の普及を通じて、国民の暮らしの安全安心に貢献します」の下、安全高度化計画 2030 に沿って、経済産業省、日本ガス協会、日本コミュニティガス協会様などの御協力を得まして、都市ガス小売事業者、需要家などの皆様へガス警報器の有用性や設置促進について積極的に啓発活動を実施中でございます。まず、令和 6 年度に新たに当工業会の会長が新規小売事業者を直接訪問するという、トップセールスという言い過ぎですが、トップによる警報器の設置促進の働きかけを行ったという取組を新たに開始したところでございます。

そのほかの取組について、3 ページお願いします。1 つ目は講師派遣でございます。日本ガス協会の消費機器保安関連説明会に令和 3 年度から説明機会をいただいております。今年度も昨年 8 月に講師を参加させていただきました。また、今年度はガス協会の保安委員の方々に警報器の製造工場を御覧いただきまして、警報器に関する理解を深めていただいたところでございます。

2 つ目は、広報媒体の製作・配布でございます。当工業会では、広報媒体をできる限り無償配布しております。左端のポスターは毎年度経済産業省関係団体から後援名義をいただきまして、都市ガス用 6,000 枚、コミュニティガス用 3,000 枚を製作し、ガス事業者の方々へ配布をさせていただいております。真ん中の「お客様の声」の冊子につきましては、毎年度インターネットを利用して約 1 万人の方々の意識調査やお役立ち事例を集めた冊子を製作しております。イベントでの配布、ホームページに掲載などしております。

一番右側のチラシでございますけれども、日本ガス協会からの紹介もございましたが、日本ガス協会様の協力を得まして、5 年度に初めて都市ガス用に特化した需要家向けチラシを製作いたしました。ガス協会から会員の方に案内文書を発出していただきまして、ガス事業者 10 社へ約 8,000 枚を提供することができました。6 年度、今年度につきましても 2 事業者 4,500 枚を提供したところでございます。さらに、現在、第 2 弾としましてチラシを製作しております。日本ガス協会様との共同製作中でございます。

3 つ目でございます。経済産業省産業保安監督部への協力でございます。国の周知・啓発活動において、当工業会の広報媒体を御活用いただきました。九州監督部では、昨年 6 月、福岡県の防災訓練へブース出展をされたときに、当工業会のデモ警報器の展示とか各種パンフレットを配布いただきました。関東監督部では 5 つのガス協会・都県例会や 8 つのコミュニティガス協会の地方部会などにおいて、警報器の周知・啓発を促す挨拶や都市ガス用のチラシを配布いただきました。

4 つ目は、ガス警報器の機能の高度化への取組でございます。都市ガスについては電池式でございます。電池式の都市ガス警報器は停電時などの安全確保に必要な製品でございます。令和 2 年に有効期限 5 年物を販売開始しております。5 年度には都市ガス警報器検定台数全体の 15% まで占めるに至っております。

最後に 4 ページでございます。(1)、業務用厨房における業務用換気警報器の設置促進についてでございます。業務用厨房での CO 中毒事故というのは一度に多くの被災者の方を生じかねないため、未然防止に向けた業務用換気警報器の設置促進は大切でございます。

左側の挿絵、業務用厨房でのＣＯ中毒事故防止必要性のパンフです。右側の挿絵は設置マニュアルの冊子でございます。警報器の正しい設置方法などについて、専門家向けとしまして主にガス事業者の方を対象としておりますけれども、建設・設備設計事務所や設置施工される方々にもお役に立つ内容でございます。

(2)、昨年９月、九州監督部において、これも新たな取組でございますけれども、X (Twitter) に掲載されるということで業務用厨房ＣＯ中毒事故防止の動画を御利用いただきました。

(3)でございます。業務用換気警報器の検定台数は５年度 16.2 万台まで順調に増加をしております。

最後に、繰り返しになりますが、ガス警報器というのはガス漏れ、爆発火災、ＣＯ中毒事故を未然に防止します国民の安全・安心を支える最後のとりででございます。今後ともガス警報器の普及に向けて、関係者の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。

ありがとうございました。以上でございます。

○澁谷委員長 御説明ありがとうございました。ただいま御説明いただきましたが、本件について御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

○入江委員 オンラインでの挙手がもしあれば、先にそちらを。

○澁谷委員長 それでは、高圧ガス保安協会の久本委員、お願いいたします。

○久本委員 久本でございます。聞こえてますでしょうか。

○澁谷委員長 はい、聞こえてます。

○久本委員 特別民間法人高圧ガス保安協会の久本です。

資料１―５の２ページでガス警報器工業会から御報告がありました、ガス警報器の普及について意見を申し上げたいと思います。皆さん御存じのとおり、都市ガス用ガス警報器は、安全対策としては非常に重要なものでございますが、残念ながら普及率は 34% のことです。警報器は消費者の保安には欠かせない重要な安全器具の 1 つです。例えば、LPG ガス警報器の普及率は 75% でございます。これと比べると都市ガス用の警報器の普及率はかなり低い状況にあると思います。事故を未然に防止するためにも、さらに官民一体となって警報器の普及に向けた取組を強化していく必要があると考えております。

以上でございます。

○澁谷委員長 ありがとうございました。

続いて、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 日本ガス機器検査協会の松田です。

発言の機会いただきまして、ありがとうございます。

各事業団体の方々からの御報告も踏まえつつ、資料1—1について4点の意見を述べさせていただきますと思います。

まず、7ページの新潟県の弥彦村で発生した爆発事故についてです。本件は建物の改修工事に伴い他工事事業者による通ガス中の灯内内管の誤切断があったことが認められています。事故原因については捜査継続中ということでございますけれども、他工事事業者によるガス管の損傷、そして、それに伴うガス漏れの事故は過去にも確認されており、こうしたガス漏れ事故は爆発や火災などを引き起こし、重大な人身事故にもつながりかねないものであります。他工事起因の事故への防止対策が関係者によって進められていることは承知をしておりますし、また、他工事関係事故は多様な要因が絡み合っているためにその対策が容易ではないことと思います。より効果的な情報共有と関係者間の連携強化、そして、徹底した安全教育を通じて、引き続き他工事起因事故の再発防止に向けた地道な取組を進めていっていただきたいと思います。

2つ目でございます。9ページに記載されている広島市の一般住宅で発生した爆発火災事故についてです。本件は、ガス栓の不具合とガス工事の接続不良によりガスが漏えい・滞留し着火爆発したものと推定されております。また、本会議での事前説明の際に、本事故現場にはガス漏れ警報器が設置されていなかったと伺っております。ガス漏れ警報器は先ほど業界からも御説明ありましたが、事故の危険を察知する最後のとりでともなり得るガス事故防止装置だと思います。改めてガス漏れ警報器の普及に努めていただきたいと思います。

3つ目は、13ページに記載されております安全高度化目標の達成に向けた実行計画、アクションプラン、消費段階のアクションプランに記載されております業務用機器・設備の安全性向上についてでございます。業務用レンジのオープン部分への立ち消え安全装置搭載の効果については、当協会が2020年度に受託した業務用ガス燃焼機器の安全性向上対策に関わる調査研究でもその有効性が確認されております。しかしながら、オープン庫内へのガス滞留による爆着事故は依然として発生している状況でございます。業務用機器での立ち消え安全装置搭載機器普及拡大については、関係各所が一丸となって速やかに取り組んでいくべきではないかと思えます。

最後に、17ページに記載されております消費段階のアクションプラン、周知・啓発②の業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議の開催、関係省庁等への要請についてでございます。2024年の安全高度化指標の達成状況が10ページに記載されておりますけれども、排ガスCO中毒事故による人身事故は4件となっております。この目標は5件未満ということですので、2024年の4件は目標を達成したという状況になっており、関係各社の御努力のたまものであると敬意を表します。一方で、CO中毒事故は命に関わる深刻な問題ですので、引き続き徹底した対策が必要であると思えます。

この4件のCO中毒事故が全て業務用厨房施設内での事故なのかどうかは確認が取れておりませんが、これまでの経緯を踏まえると、この4件のCO中毒事故の多くが業務用厨房施設内での事故であるものと思われます。

業務用厨房施設への対策はコストの問題や店内にいらっしゃるお客様への配慮などの観点から、なかなか推進しにくい側面を持っていると認識しておりますけれども、事故撲滅に向けて関係各所が情報を共有し、協力して対策を講じることでその効果は大きくなると思います。事故撲滅に向けた、今回このような活動をぜひ引き続き継続していただきたいと思います。

以上でございます。

○澁谷委員長　ありがとうございます。

続いて、藤田委員、お願いいたします。

○藤田委員　弁護士の藤田でございます。

私の意見は、資料1―1についてです。先ほども御意見ありましたが、3つの事故について、今、ガス事故については第三者委員的な外部委員による事故調査及び再発防止策の提言のようなことは行われていないと伺っています。例えば、子供の自死であるとかいじめというようなものには第三者委員会が設置されて、具体的な事実調査及び再発防止の提言を行っており、再発防止の提言はかなり効果があると伺っております。

今回、この3つの事故について、第三者委員でなくて内部での調査をされて、その上で、様々な危険の普及啓発を行っておられると伺っています。それを各事業者が落とし込んで具体的な運用に反映しているということを伺っていますが、もうちょっと踏み込んで、第三者委員のところで具体的な注意喚起、具体的な施策を打ち出すことができれば、これはもうちょっと全体的に危険防止が見込めるのではないかなと思います。

例えば、資料1―1の7ページの2024年6月29日の事故——ごめんなさい、もう一つ前か、酸欠のほうの事故についてですが、これって、現場作業責任者と亡くなられた方2人でいて、基本的には2人でいなければいけないというルールになっていたのだけれども、現場責任者は打合せのために席を外していたと。亡くなられたときに席を外してから何分がたっていたかというようなことは、私、お話を伺った限りはよく分からなかったというところなのですね。

例えばの話ですが、そこで何分置きにポケットガス検知器による検知をしなければいけないとか、あるいは、必ず2人でその現場で目視をしなければいけないというような、具体的なルールづくりというのは多分中央でしかできないことなのだと思うのです。それを、今後、第三者委員会による調査と提言でこのような危険防止について検討をするというのは、この場がそうなのでしょうけれども、もうちょっと時間をかけて、具体的には事例に応じたような調査と提言の判断をしてみるというのも一つ方法としてあるのかなと思いました。

以上です。

○澁谷委員長　ありがとうございます。

それでは、続いて、川島委員、お願いします。

○川島委員　川島でございます。先ほどは不手際がありまして御迷惑をおかけしまして、申し訳ありませんでした。

資料1―4の家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発についてなのですが、消費者対象の防火安全講習会など製品安全セミナーを開催し、誤使用、事故防止、経年設備の取替えの勧めというのは、消費者にとりましてはとても分かりやすく、興味を持ちやすいのではないかと思います。また、点検詐欺に対しても、こういうところでの呼びかけは有効ではないかと思います。特に高齢者が参加しやすいものなど、今後ともあるとよいと思います。ありがとうございます。

○澁谷委員長　ありがとうございました。

それでは、続いて、鳥海委員、お願いいたします。

○鳥海委員　東京電機大学の鳥海です。聞こえてますでしょうか。

○澁谷委員長　はい、聞こえております。

○鳥海委員　資料1―2の5ページですかね、先ほどもあったのですが、ガス管の誤切断なのですが、通常、建築設備の施工では、設計図どおり施工するということはまれであって、図面に関しましては、設計図、施工図、それから、竣工図といったものがあります。この施工図だとか竣工図が現場を反映していれば問題ないのですが、要は施工するときに図面を見ればいいのですが、なかなかそういうケースも少ないと思います。ですので、ガス管の表示というのはすごい重要なのですが、もう一つ、設置箇所もそうなのですが、設置個数、そういったところもぜひ検討していただければと思います。特に白ガス管は、ガス管だけではなくて、給水管にもよく使われますので、ぜひその辺よろしくお願いいたします。

以上です。

○澁谷委員長　ありがとうございます。藤田委員が挙手されていますけれども、2回目の発言でなければ手をお下げいただければと思います。

それでは、続いて、入江委員からお願いします。

○入江委員　1つコメントと1つ質問をさせていただきたいと思います。

1つ目のコメントは資料1―1の25ページですね。都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に関する支援事業ということです。発災時に備えたバルブ開閉器、アダプターですとか、あるいはガバナ遠隔監視システムの導入を補助金をもって支援するというところで、こういった設備は、先ほど審議官から冒頭御挨拶にもありましたが、南海トラフ地震、あるいはそれ以外の地域の大規模災害にとっても非常に重要なことであると思いますので、ぜひ推進をしていただきたいと思っています。

もう一つ、質問は、これもまた冒頭、審議官のお話にもありましたが、八潮市の道路陥没事故です。ああいったインフラの老朽化、道路陥没事故は全国的に問題となっており、

これからもあり得ると思います。今回はガス管は巻き込まれたほうの立場でありまして、関係機関、事業者様の迅速な対応で漏えいはなかったと伺っております。ただ、こういったことが今後全国で起きていくことは避けられないと思いますので、ガスの安全確保の観点からこうした事故に今後どう対応されていくか、ハード面・ソフト面、もし動きがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○澁谷委員長　　ありがとうございました。

それでは、あとオブザーバーになりますが、全国ガス労働組合連合会から手が挙がっておりますので、御発言をお願いいたします。

○山口（全国ガス労働組合連合会）　　発言の機会、ありがとうございます。オブザーバー、全国ガスの山口でございます。

意見を1点、質問を1点させていただきたいと存じます。

資料1—1の10スライドについてであります。発生した死亡事故3件のうち1件は、自社工事における死亡事故でありまして、私たち現場で働く当事者としても作業員の死亡事故の発生は痛恨の極みでございます。働く者としても基本作業の徹底の重要性を痛感しております。

前回、第30回の小委員会でも申し上げましたけれども、どのような原因であったとしても、1件でも死亡事故が発生してしまえば人命が戻ることはございません。本計画策定の際に死亡事故の指標に「0～」を追記した意味合いについて、関係する当事者全員が改めて確認するとともに、今後、死亡事故を1件も発生させてはならないとの強い覚悟の下、個別労使間、業界団体等との間で保安の維持・向上に向けた取組をしっかりと継続していきたいと考えております。

政府におかれましては、安全高度化指標である死亡事故ゼロに向けて、新規参入事業者も含め、お客様の安心・安全を最優先とする高い保安意識を持ち続けられる環境整備を改めてお願いしたいと思います。

もう一点、質問でございます。資料1—1の3スライドについてでございます。本計画は、5年の経過時期において総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討するとございますが、スマート保安の取組につきましては、スマート保安官民協議会の下、設置されたガス安全部会について随時対応していくとございます。働く者としても積極的にスマート保安の推進に取り組んでいく所存でありますため、引き続き御支援をお願いしたいと思います。ここからが質問となりますが、政府として、今後どのようにこのスマート保安に取り組んでいくのか、イメージがあれば確認をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○澁谷委員長　　ありがとうございました。

あと、庄司委員、お願いします。

○庄司委員 筑波大の庄司です。

資料1―1に基づいて御質問、御意見させていただきたいと思います。

まず、経年管などの対策や地震対策について着実にしていращやる様子で、各協会の取組を含めて非常に良好であると思いました。その上で、災害対策の1点として、協会からありました実施対策以外の豪雨や風水害、温暖化についてですが、これらの災害形態は近年、非常に頻発しておりますので、こちらはマニュアル等のお話でしたけれども、災害対策をより一層進めていただけるような形が望ましいかと思いました。

あと、2点目は、1―1の最後のスマート保安の話で、災害や非常時の工事・工法等が色々あると思うのですが、例えば、センサーをつけてデータ駆動型の対策をするとか、今はやりともいえますけれども、デジタルツインで工事とか工法の対策を考えるとか、そのようなスマート保安の在り方もより積極的に進めていただけると良いと思いました。

以上です。

○澁谷委員長 ありがとうございました。

それでは、続いて、オブザーバーの日本ガス協会から。

○井上（日本ガス協会） 日本ガス協会の井上です。オブザーバーとして発言の機会を頂戴しましてありがとうございます。

私からは1点コメントさせていただきます。資料1―1で事務局さんからも御説明がありましたけれども、**2024**年に都市ガスに起因する死亡事故が3件発生してしまったことは痛恨の極みであります。日本ガス協会並びに会員事業者は、死亡事故ゼロを目標としまして日々安全作業の徹底と保安対策の推進に取り組んでおります。しかしながら、いまだ重大な事故の完全な撲滅には至っておらず、今後も安全高度化に向けた不断の取組が必要であると強く認識をしております。死亡事故の発生につきましては都市ガス業界全体として重く受け止めるとともに、経済産業省様の御指導の下、再発防止策を徹底してまいります。そして、安全高度化指標の達成に向けて、引き続き会員事業者とともに地道に取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上です。

○澁谷委員長 ありがとうございました。

委員の皆様から多数の御意見をいただきました。また、オブザーバーの皆様からも御指摘をいただいておりますが、例えば、藤田委員から御指摘のあった、事故調査をもっとしっかりやって再発防止に生かすべきという御指摘や、あと、スマート保安に対して政府としてどのような形で取り組むつもりなのか、ということもコメントとして上がっていたと思いますが、この段階で何が御返答あればお願いします。

○山下ガス安全室長 事務局からお答えいたします。

まず入江先生でございますけれども、八潮市の陥没の問題でございます。現在、国交省で有識者による検討会が開かれておりまして、我々もオブザーバーとして参加しております。国交省とも連携して情報共有を図りながら進めてまいりたいと思っております。

あと、スマート保安の関係でございますけれども、スマート保安ですが、昨今、保安人材の高齢化とか不足と言われておりますけれども、そういったものに対応するため、我々としてもスマート保安を進めていきたいと思っております。先ほど申し上げましたけれども、ITとかAIを活用した事業者に対しまして、認定高度保安実施事業者という制度をつくっておりますので、そういった制度を運用しながら、スマート保安の導入を図っていききたいと思っております。

また、藤田先生からありました事故の第三者委員会のことでございますけれども、大規模な事故になりますと専門の第三者委員会を設置するということがあろうと思いますが、今回の事故の場合は、まさにこのガス安全小委員会が皆様から御意見をいただく場でございますので、こういった場でいただいた意見をお聞きしながら、対策を取ってまいりたいと思っております。

また、工事現場の細かな基準といいますか、決めごとでございますけれども、我々としては、保安規程を事業者さんにつくっていただいて、その中で工事の監督体制についても規定していただくということにしております。細かな規定につきましては、その下の法令や業界のガイドラインを示していただきながら事業者とともに対応していただくとしておりますので、今後ともしっかり対応してまいりたいと思っております。

あと、松田委員からありました業務用の機器でございますけれども、御指摘のとおり難しいところでございまして、機器の開発はしているのですが、コストの問題等ありましてなかなか進んでいないということがございますので、また皆様の御意見を頂戴しながら対策を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○澁谷委員長 ありがとうございました。委員の皆様から非常に貴重な御意見を多数いただきましたので、これから後半の取組についてしっかり活かしていただきたいと思っております。

2. 2024 年度立入検査の実施状況及び 2025 年度立入検査の重点について【報告】

○澁谷委員長 それでは、次の議題に移りたいと思います。続いての議題は、2024 年度立入検査の実施状況及び 2025 年度立入検査の重点項目についてということで、こちらは事務局から資料 2 に基づき説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長 それでは、立入検査の実施状況及び立入検査の重点について御説明させていただきます。

次をお願いします。こちらは **2024** 年度における立入検査の実施状況でございます。本省と、我々の出先でございます産業保安監督部においてガス事業者に立入検査に入っております。本省におきましては **2024** 年 4 月から今年 1 月の間に 2 事業所に対しまして立入検査を実施しておりますし、また、産業保安監督部におきましては同じ時期に **176** の事業所に対して立入検査を実施しております。

さらに、本省立入検査の方針に書いておりますけれども、事故の事案を踏まえました保安活動の実施状況でありますとか、他工事事事故対策、制度改正後の保安業務、経年管対策、サイバーセキュリティの確保に対する保安業務など、そういったものを方針として掲げておりました。

その下に、**2024** 年度の立入検査の主な指摘事項が書いております。例えば、ガス圧縮機や調整器といった設備について工事計画の届出が行われていなかったでありますとか、ガス検知器への反応が確認されていたが、漏えい検査等による原因の特定と再発防止策が講じられていない、また、液化ガス用貯槽から 5 メートル以上離れた位置に設置しなければならない遮断装置が適切に設置されていない、定期自主検査が実施されていない、消費機器に関する周知が適切にされていない、こういった指摘をさせていただいております。これらにつきましては必要な指導、改善を求めています。引き続きフォローしてまいりたいと思っております。

次のページをお願いします。こちらは **2025** 年度の立入検査の重点項目でございます。先ほどの検討を踏まえまして、**2025** 年度立入検査の重点確認項目を掲げております。

先ほど申しましたとおり、他工事事事故の事例がございますので、この事例も踏まえまして、下線を引いておりますけれども、他工事事事故に係る事故を新たに追加しております。また、他工事の実施体制とか、関係規程の整備状況及び実施状況等について新たに追加しておるものでございます。重点確認項目、その他書いてありますが、自社工事に係る保安業務の実施体制でありますとか、関係規程等の整備状況、実施状況、漏えい検査時の灯外内管の設置状況、腐食状況等の確認の実施状況、ガス小売事業者の消費段階における保安管理、ガス導管における保安対策に関する事項、等々、こういったものを重点確認項目として挙げさせていただいております。

これらを重点確認項目とするのですけれども、**2025** 年度の具体的な立入検査計画は、この重点項目を踏まえまして産業保安監督部と調整して今後作成してまいるという予定にしております。

私からは以上でございます。

○澁谷委員長 ありがとうございます。本件につきまして委員の皆様、オブザーバーの皆様から御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

それでは、特別民間法人高圧ガス保安協会・久本委員、お願いいたします。

○久本委員 聞こえますでしょうか。

○澁谷委員長 はい、聞こえます。

○久本委員 特別民間法人高圧ガス保安協会の久本でございます。

資料2の2ページでございます2024年度立入検査の主な指摘事項について意見を申し上げます。立入検査の指摘事項として工事計画の届出が行われていない、定期自主検査が実施されていないとありますが、これは保安を確保する上では憂慮すべき問題と考えます。これらを指摘された事業者の数やその後の対応については示されておりませんが、このような事案が確認された場合には、類似案件の発生を防止するためにも詳細な立入検査結果をしっかりと公表し、注意喚起を図ることが重要であると考えております。

以上でございます。

○澁谷委員長 ありがとうございます。続いて、藤田委員、お願いいたします。

○藤田委員 藤田です。

先ほどの御意見に付け加えてですが、具体的な指導は行われて、その後の追跡ですが、1つ御質問と意見なのですが、改善が見込まれない場合に具体的な勧告等に進まれる御予定はあるのかということと、せっかくこれだけ効果のある立入りをしてくださっているので、引き続きこれらのその先を見守っていただいて、適時・適切な対応をしていただく必要があるのかなと思いました。

○澁谷委員長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ただいま御指摘いただいた点でございますが、立入検査、しっかりされているということでございますが、その具体的な内容をもう少し共有していただきたいという御要望と、あと、指導のフォローアップがちゃんとされているのかということで、やりっ放しになっていないかという御指摘と、もしやっていない場合、さらにきちんと、対応していない事業者がいた場合には次のステップに進むような仕組みはあるのかという御質問かと思いますが、こちら、もし可能であれば。

○山下ガス安全室長

御指摘のとおり、定期自主検査が行われていないというのは、おっしゃるとおり憂慮すべき事態だと思っております。ですので、こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり改善、指導をしておりますけれども、期日を定めまして改善措置をするように、報告するように指示をしているわけございまして、引き続きフォローしてまいりたいと思っております。また、内容につきましては、次回、もう少し詳しく御報告できればと思っておりますので、来年度そのように対応したいと思っております。

藤田委員からでございますが、指導して、その後の対応はどうかというお話でございましたけれども、資料で御説明しなかったのですが、次のページ、立入検査のスキームを書いております。立入検査が左のほうに書いております。技術基準の適合状況とか保安規程遵守状況を見させていただいて、もし不適合があれば行政指導、改善してくださいという文書を出しますということなのですけれども、さらに改善されない、改善してくれないという場合、行政処分というものもございまして、さらに登録・許可の取消しですとか罰則

の適用、そういったものも一応メニューとしてはございますけれども、今までのところ、そこまで行く事案は生じていないというところでございます。

以上です。

○澁谷委員長　ありがとうございました。ほか、特に御質問ないようでしたら、次の議題のほうに移りたいと思います。

3. ガス技術審査ワーキンググループの設置について【審議】

○澁谷委員長　それでは、次の議題でございますが、続いての議題はガス技術審査ワーキンググループの設置についてということで、事務局から資料3に基づいて御説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長　こちらでございますけれども、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会、ガス安全小委員会の下にガス技術審査ワーキンググループを設置するという、その趣旨を書いた紙でございます。

このワーキンググループ、大臣特認制度等の審査を行うということでございます。大臣特認制度でございますけれども、これまでもガス安全小委員会でも御審議をいただきました。参考として過去の委員会資料を添付しておりますけれども、水素などの新しい事業に機動的に対応するために、現行の技術基準で求める技術以外についても審査できる仕組みが必要ではないかということで、大臣特認制度を設けるということと、その大臣制度の対象とする項目でありますとか、ワーキンググループの検討内容、審査内容についても御審議をいただいたわけでございます。

この大臣特認制度の対象でございますけれども、いわゆる性能規定ではなくて、具体的な指標とか数値の基準が書かれていた、いわゆる仕様規定を審査の対象とすることとしてはどうかということで提起をさせていただき、御了承いただいたものでございます。

審査につきましては、火薬類取締法という法律がありますが、こちらのほうに大臣特認という制度があるのでございますけれども、その検討を行うワーキンググループが設置されております。この方法を参考にしながら、ガス安全小委員会の下に下部組織としてワーキンググループを設置することについて御了承いただいたものでございます。

これを受けまして、昨年4月、大臣特認の項目を規定するべく省令改正を措置いたしました。こちらを参考として資料をつけておりますけれども、省令改正を行いますということでございます。この省令、ガス工作物の技術基準を定める省令でございますけれども、そちらを改正しております。

今回、実際に審議会の小委員会の下にワーキンググループを設置するという事で設置の趣旨を書かせていただきました。こちらの趣旨紙に書いてあるとおりでございますけれども、本件、国家戦略特区ワーキンググループでの水素に関する規制改革提案でございます。こちらの業務を行いましたので、そういうことも記載させていただいております。

このワーキンググループの審議事項でございますけれども、下に書いておりますが、ガス工作物の大臣特認の安全評価に関する事項であって、科学的知見に基づいた合理的な判断により、現行の基準で担保されるレベルと同等以上の安全性が確保できているか審査するというものでございます。また、これに関連しましてガス工作物に関する技術的な事故についても議論いただきたいと思います。思っております。

以上でございます。御審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○澁谷委員長 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明がございましたガス技術審査ワーキンググループの設置についてに関してですが、委員の皆様、オブザーバーの皆様から何か御質問、御意見、コメント等ございましたら挙手をお願いいたします。

高圧ガス保安協会 久本委員、お願いいたします。

○久本委員 特別民間法人高圧ガス保安協会の久本でございます。聞こえてますでしょうか。

○澁谷委員長 はい、聞こえています。

○久本委員 当協会では、高圧ガス保安法の大臣特認に先立つ事前評価を行っておりますので、その経験を踏まえまして、ガス事業法における大臣特認制度の運用に関しまして2点ほど意見を申し上げます。

1点目は、参考資料1の4ページでございます。映せますでしょうか。参考資料1の4ページです。大臣特認制度の対象についてです。資料には、「審査の結果により承認されたものと同様なものは、再度の審査を不要としてはどうか」とありますが、このような制度とする場合には、同様とする場合の定義や条件を明確にすることにより審査の要否の判断を容易にすることが、事業者が混乱しないようにする上でも重要と考えます。

2点目は、審査の手順の在り方についてです。特認案件の審査を適正かつ合理的に進めるには、ワーキンググループを開催する前に、事務局が申請者へのヒアリング等により申請内容を精査し、ワーキングメンバーに対して事前に十分な情報提供を行うことが重要になります。また、特に技術的に高度な内容が含まれるような場合には、当該分野の専門家の意見を聞くなどにより、ワーキングメンバーによる審査をサポートできるようにしておくべきと考えます。審査プロセスを検討する上で、高圧ガス保安法の大臣特認の実施方法など必要な情報につきましては情報の提供について御協力をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○澁谷委員長 ありがとうございました。ただいま、「同様」という文言の定義の明確化の御指摘と、運営する上での事務局の準備の重要性の御指摘をいただきましたが、事務局から何かございましたら。

○山下ガス安全室長　御指摘ありがとうございます。「同様なもの」、どういう判断をするかということでございますけれども、こちらにつきましては判断に迷うようなことが多分あると思いますけれども、その場合はワーキンググループのほうでちゃんと御審議いただいた上でそういうことも判断してまいりたいと思っております。

また、審査手順につきましては、KHKさんのほうに御知見があるということでございますので、いろいろまた参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○澁谷委員長　ありがとうございます。ほかに特に御意見ないようでしたら。入江委員お願いいたします。

○入江委員　コメントを1つさせていただきたいと思います。

この水素エネルギーの利用は、カーボンニュートラルの推進の上でも非常に重要なものだと思います。ただ、新しい技術、新しいエネルギーですので、一般の消費者の立場から見れば、どんなものなのだろうな、危なくはないのかなというような素朴な疑問があり得ると思います。そういったものにこたえつつ、水素の活用を推進していく上でも、今回御提案いただいたようなワーキンググループを設置して、安全性を客観的、科学的に評価していくというのは非常によいことだと考えます。

ただ、先ほど申し上げたように、社会の利用する側、消費者側の安心・安全に対する理解を推進する上でも、ぜひ情報を出して透明性を高めて、こういう新しいエネルギーなのでこういう安全対策が講じられている、あるいは供給システムはこういう安全策が取られているのだということを、ぜひ見える化をしていただきたいと考えております。

あと、もう一つは、先ほど久本委員が御指摘された、審査の結果により承認されたものと同様なものは再度の審査を不要にするという点がありました。これ自体は問題ないと思うのですが、いかなせん新しい技術ですので、一旦、導入した施設についても、これはワーキンググループとはまた別な枠組みになると思いますけれども、定期的、継続的なフォローアップをして安全性を高めていっていただきたいと考えます。

以上です。

○澁谷委員長　続いて、庄司委員。

○庄司委員　筑波大の庄司です。

非常に重要なワーキングの設置ということで、賛同いたします。晴海でやっていらっしゃるような水素導管の新技术の導入というのは我が国のガス保安技術の観点から非常に重要な事案ですので、積極的にそのような技術を推進していく意味で、このワーキングの役割は非常に重要であると思っております。

先ほど入江委員がおっしゃっているように、新技术に対する安全性の評価というか、認証というのは枠組みが難しいので、その運用方法について御質問があります。例えば、水素導管の新技术ですと、根底になっている仕様を拝見していると、高圧導管の耐久性の問

題等色々ございますけれども、これらに関してあくまでも申請主義というか、参考資料の3ページ、事業側から申請をいただいて、それでワーキングが発足するというような枠組みで運用していくということでしょうか。ある技術動向を見据えて、ワーキングを設置しながら、あらかじめそのような事案について検討しておくとか、そのような形での運用はかんがえておられないのでしょうか。

○山下ガス安全室長 ありがとうございます。入江委員から御指摘のありました見える化でございますけれども、こちら、審議会の審議結果につきましても、見える化といいますか、公開できるようにしたいと思っております。企業秘密とかがあるかもしれませんが、基本的には審査状況を公開してまいりたいと思っております。

また、庄司委員から御質問のありました審査の方法でございますけれども、基本的には申請者がありまして、申請を受け付けて審査をするということにしております。ただ、それ以外の技術的な事項もこちらのワーキングのほうで検討できるとしておりますので、申請以外の案件も議論できるような形にしておりますので、そのようにフレキシブルに進めてまいりたいと思っております。

以上です。

4. 選手村地区エネルギー事業（晴海水素供給）の概要について【報告】

○澁谷委員長 それでは、最後の議題のほうに移りたいと思います。最後の議題でございますが、選手村地区エネルギー事業（晴海水素供給）の概要についてということです。

第29回の本委員会でも晴海選手村での水素導管供給事業が行われる予定というような紹介がございましたが、本日は、その後の状況について、晴海エコエネルギー株式会社様から資料4に基づき御説明いただけるとのことです。それでは、よろしく願いいたします。

○清田（晴海エコエネルギー株式会社） ただいま御紹介いただきました晴海エコエネルギーの清田と申します。本日は、貴重な御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

そうしましたら、早速ですけれども、私から選手村地区エネルギー事業の概要についてということで御報告をさせていただきます。スライドのほうお願いいたします。

次お願いいたします。まず計画の概要でございますけれども、右側に示されておりますように、晴海の選手村の跡地のほうでは集合住宅5,600戸、それから商業棟が整備されるという形になっておりまして、街区の中で水素供給事業を利用するという形になっております。その内容でございますけれども、左側でございますように大きくは2点ございまして、1点目が水素ステーションによる車両供給、もう1点目が水素のパイプラインによる

街区供給、街区内に純水素型の燃料電池を設置して水素を活用する。そのような計画になっております。

次お願いいたします。こちらのほうは事業のイメージになります。この図は、手前側が晴海の埠頭の根元部分という形になりますけれども、その根元部分に水素ステーションを設置しております。ここで生成した水素を、街区のほうに水素パイプラインを敷設して供給する。全部で5つの街区がございますけれども、そちらのほうに純水素型の燃料電池を設置しまして、そちらのほうで活用する。そのような形になっております。

次お願いいたします。こちらのほう、エネルギー事業者につきましては東京ガスを代表企業とする6社で構成されております。そのうち、私ども晴海エコエネルギーについては大きく2つの役割を担っております。1つが街区向けの水素パイプラインの整備・運営・維持管理ということでございます。もう1点が純水素型の燃料電池の設置・維持管理、こういった役割を担っているという形でございます。

次お願いいたします。街区供給事業の特徴でございます。大きく2点ございまして、1点目がCO₂フリー水素の普及を見据えまして、先駆けとなるような取組であるということでございます。2点目でございますけれども、パイプラインによる街区への水素供給のほうは実用段階では国内初ということございまして、ガス事業法を適用させていただいているというところでございます。

次お願いいたします。ここからは水素パイプラインについて御紹介をさせていただきます。まずは材料でございますけれども、こちらのほうについては鋼管を使用しております。この鋼管につきましては都市ガスの中低圧供給で用いられるパイプということでございまして、この材料につきましては晴海の供給条件下におきましては水素脆化等による影響は受けないということが実証されているようなものでございます。

次お願いいたします。続きまして、損傷防止対策でございます。こちらのほう2点ございまして、1点目は、パイプの上部に鉄板を敷設することによりましてパイプを防護するというような対策を施しております。もう1点、他工事損傷を防止するためということでございますけれども、標識シートというものを敷設しているというところになります。特に1点目の防護鉄板につきましては、通常の中圧供給だとそこまで行っていないということでございますので、ある意味安全増しというような対策を施しているという形になっております。

次お願いいたします。こちらのほうについては施工時の状況でございますので、御確認をいただければと思います。

次お願いいたします。適用法令と管理区分でございます。こちらのほうにつきましては3つの既存の法令を適用しております。まず左側、水素ステーションにつきましては高圧ガス保安法を適用しております。こちらのほうで生成された水素を受け取りまして、付臭をして、それから、公道からお客様先のほうに水素パイプラインで供給する。この部分についてはガス事業法を適用しております。お客様先の敷地に入りまして水素を脱臭しまし

て、それを燃料電池で活用する。こちらのほうにつきましては電気事業法を適用しているというような形になっております。

次お願いいたします。供給開始までのスケジュールでございます。まず、**2017** 年から工事を開始しておりまして、オリンピックの期間の中断を経まして、**2023** 年に工事が竣工しております。**2024** 年の 2 月 29 日に小売の事業登録をさせていただいておりまして、その 1 か月後の 3 月 29 日より供給を開始しているというような形でございます。

次お願いいたします。こちらにつきましては、水素供給の品質、それから、安全に対する運用状況の御紹介でございます。まず 1 点目、水素の導管につきましては安全性評価事業の報告書に基づきまして保安規程を策定してございます。具体的な安全対策につきましては、次のページの参考スライドに項目を掲載させていただいておりますので、御覧いただければと思います。配管材料ですとか防護措置、付臭措置、定期漏えい検査、等々の項目、こういったものが掲げられているというところでございます。

スライドを元に戻していただいて。実際に運用している中で申しますと、特に定めていただいた項目どおりに事業を運用している中でいうと、実務に支障は生じておりませんで、水素供給を実施できているということになっております。

それから、次に水素のガスについてでございます。こちらのほうにつきましては熱量及び燃焼性に関する緩和の告示、これを活用させていただいております。こちらのほうにつきましても告示の内容が実態に即したものになっておりますので、私ども事業者側としては運用の簡素化を実現できているのではないかと受け止めております。

最後になりますけれども、この晴海の事業でございますが、民生用街区内の初の商用物件であるということから非常に安全性を重視しておりまして、都市ガスと比較いたしましても二重、三重の安全対策を講じております。

ただし、水素の将来の普及拡大に向けましては、晴海の安全対策、今回やったものが標準というわけではございませんで、やはり安全性と合理性、こういったものを両立するような最適な対策が必要だと考えております。例えば、先ほど御紹介させていただきましたような告示の第 24 号、水素の品質はしっかり担保しつつ、実態に即したような運用が実現できるような緩和、こういったものは私ども現場にとっては非常にありがたいものだと思っておりますので、こちらのほうにつきましても、ぜひ実態を踏まえて御検討いただけるとありがたいと思っております。

甚だ簡単ではございますけれども、私からの御報告は以上となります。どうもありがとうございました。

○澁谷委員長 ありがとうございました。本件につきまして御意見、御質問などがございましたら挙手をお願いしたいと思いますが、委員、オブザーバーの皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

委員から意見がないようなので、私から 1 点。参考スライドにある定期漏洩検査とあるのですけれども、これっってもう実施されましたでしょうか。下から 2 つ目の。

○清田（晴海エコエネルギー株式会社） すみません、大変失礼しました。定期漏洩検査については、供給開始時に一度実施しておりまして、その後、また定期的に、1年に1回の頻度で実施させていただくという形で考えております。

以上です。

○澁谷委員長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

民間のところで初の水素のパイプラインの実証事業ということで、非常に安全性を高めた形で実証を進めていただいているわけですが、一方で非常に貴重なデータも蓄積されていくかと思いますので、引き続きこの委員会としてもしっかり参考にさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○清田（晴海エコエネルギー株式会社）

ありがとうございました。

5. その他

○澁谷委員長 それでは、以上をもちまして、予定の議題は全て終了いたしました。委員、オブザーバーの皆様から何か追加の補足コメントとかございますでしょうか。よろしいですか。

今日は、非常にたくさんの委員の皆様からガス安全高度化計画 2030 の今後の進め方について参考になる御意見をたくさん頂戴いただきましたが、そちらについては事務局のほうでまた再度整理させていただいて、次年度以降の中間見直しのほうに反映させていただきたいと思います。

最後に、事務局から何かありましたら、連絡事項含めてよろしくお願いいたします。

○山下ガス安全室長 本日はどうもありがとうございます。議題、審議事項も含めまして御了承いただけたものと思っております。ありがとうございます。

次回の日程でございますけれども、改めて事務局より連絡させていただきますけれども、本日の議事でも申し上げましたとおり、来年度はガス安全高度化計画 2030 の見直しなども検討しておりますところ、詳細につきましては改めて連絡をさせていただきます。

また、本日御出席の植田委員でございますけれども、産業構造審議会委員の任期満了を迎えるため、本小委員会への御参加は本日が最後になります。植田委員におかれましては、長きにわたり、ガス保安に対する貴重な御意見をいただきましたこと感謝申し上げます。本当にありがとうございました。つきましては、植田委員から御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○植田委員 植田でございます。本委員会では大変お世話になりました。ありがとうございました。私は、燃料燃焼、あるいはそういう関連の立場から参加させていただいたの

ですが、本日も議論がありましたように、これからまた燃料もいろいろ変わってくることもありますし、この委員会、ますます重要性が高まっていくと思います。この委員会、それから、委員の皆様方のますますの御活躍をお祈りして、本日、御挨拶とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○山下ガス安全室長　　どうもありがとうございました。

その他、事務局から特にはございません。

○澁谷委員長　　本日は、委員の皆様方におかれましては活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。また、植田委員におかれましては、長きにわたり、この委員会に御貢献いただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日のガス安全小委員会の方は終了とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

お問合せ先

大臣官房 産業保安・安全グループ ガス安全室

電話：03-3501-1511（内線：4931）